

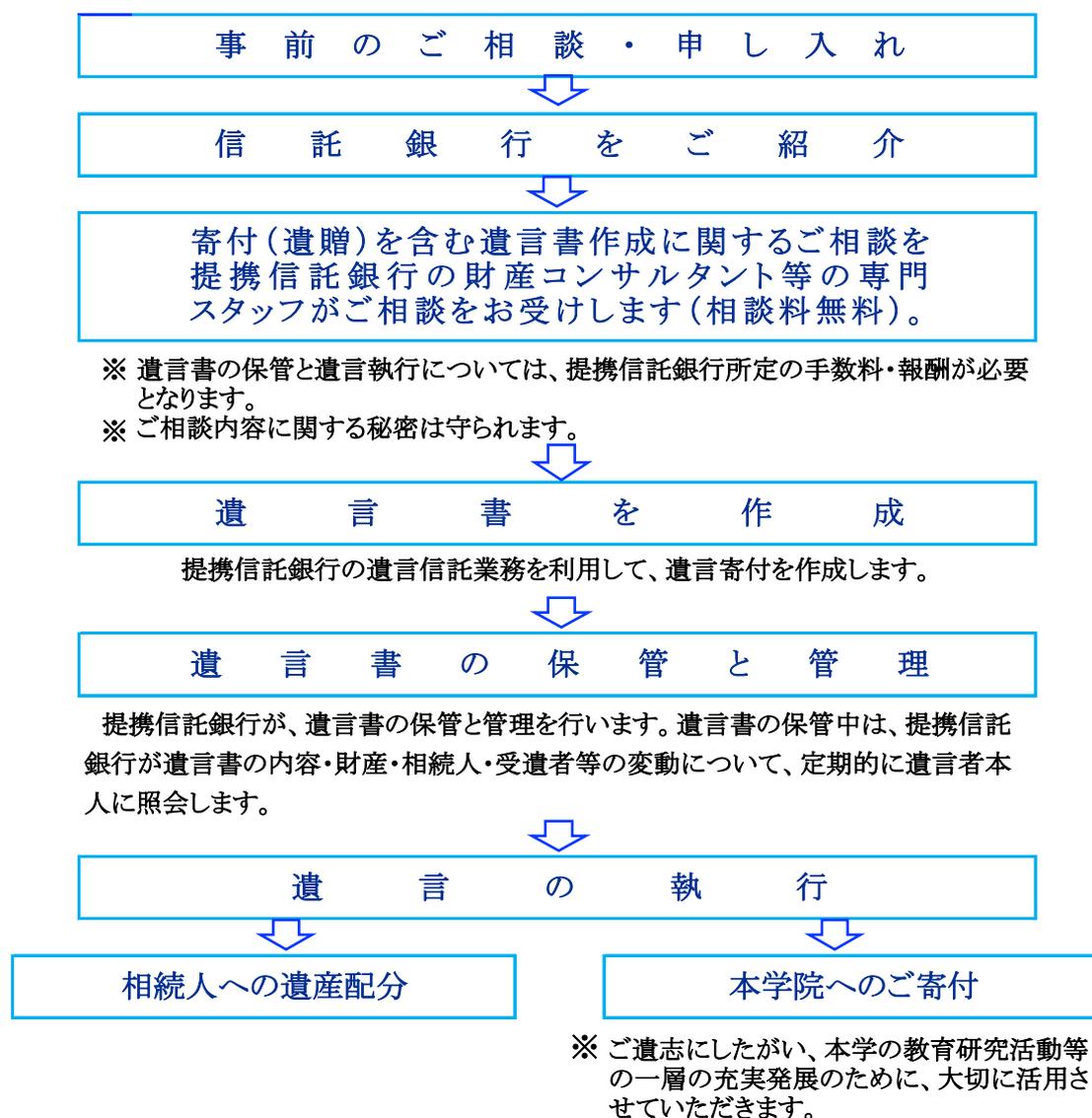
遺贈・相続財産によるご寄付

◆ 遺贈によるご寄付

遺贈とは、遺言によってご自身の財産の一部または全部を特定の人や団体に無償で贈与することをいい、遺贈寄付金制度とは、遺言によってご寄付をいただく制度です。近年、遺言に対する関心の高まりとともに、慣習にとらわれない自由な相続を求める傾向や、遺贈を通じた社会貢献が注目されています。

本学院では、財産を母校に寄付することで社会に貢献したいとされる方々の便宜をお図りするため、新たに遺贈による寄付制度を設けました。この遺贈による制度で、財産の一部または全部の受取人として学校法人東京家政学院を指定することができます。

遺贈による寄付の一般的な流れ



◆ 相続税の優遇措置について

学校法人東京家政学院にご遺贈いただいた場合、その遺贈した財産について相続税は課税されません。

なお、遺贈によらない場合でも、相続人が相続財産を申告期限までに学校法人東京家政学院に寄付した場合も非課税となります。